



～家族で「選挙」のこについて話してみよう～

NO. 29

～家族で「選挙」のこ
について話してみよう～

今回は、「山梨県知事選挙」を控え、
「選挙人名簿」についてお伝えします。

【選挙人名簿】

選挙権を持っていても、実際に投票するためには、笛吹市選挙管理委員会が管理する名簿に登録されていなければなりません。この名簿を選挙人名簿といいます。

次の2つの条件を満たして、初めて名簿に登録されます。

- 笛吹市に住所がある満18歳以上の日本国民
- 笛吹市に住民票が作られた日から、引き続き3カ月以上、笛吹市の住民基本台帳に登録されている

名簿登録は年4回（3・6・9・12月）の「定時登録」と、
選挙の際に行う「選挙時登録」があるよ。いったん登録
されると抹消されない限り永久に有効なんだ。



山梨県知事選挙が1月27日(日)に執行予定です

● 山梨県知事選挙投開票日 ●

- 告示日 1月10日(木)
- 投票日・投票時間 1月27日(日) 午前7時～午後8時
※第11投票区（御坂町藤野木区・新田区・立沢区）、第29投票区（芦川町）は午後7時まで
- 投票場所 郵送される入場券でご確認ください。
※第20投票所が、若彦路ふれあいセンターから八代総合会館に変わりました。
第25投票所が、境川防災センターから境川坊ヶ峯ふれあいセンターに変わりました。
- 期日前投票 仕事や旅行で投票日に投票できない方は、期日前投票をご利用ください。
 - ・ 市民窓口館 1月11日(金)～26日(土) 午前8時30分～午後8時
 - ・ 各支所 1月19日(土)～26日(土) 午前8時30分～午後6時※境川支所の期日前投票所が、境川防災センターから境川坊ヶ峯ふれあいセンターに変わりました。